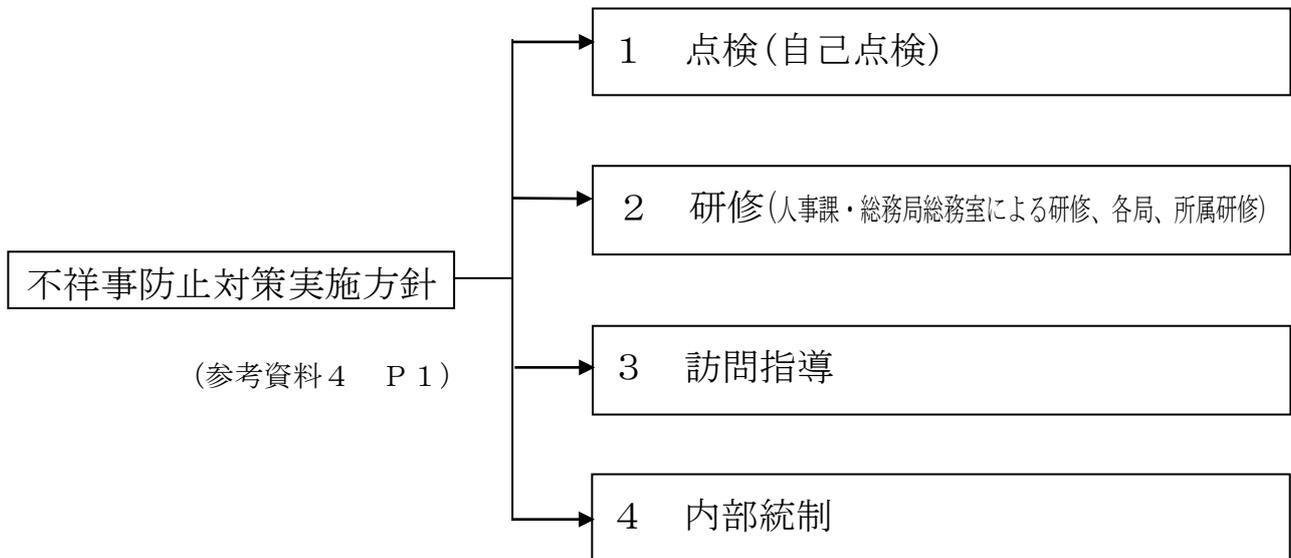


令和 7 年度 不祥事防止対策(知事部局等)



取組強化項目

- (1) 情報流出防止のための効果的なチェックの実施
- (2) 組織的な業務体制の構築
- (3) 互いを思いやることができる職場づくり
- (4) ハラスメントの根絶

1 点検

(1) 自己点検

【個人点検シートによる随時点検】

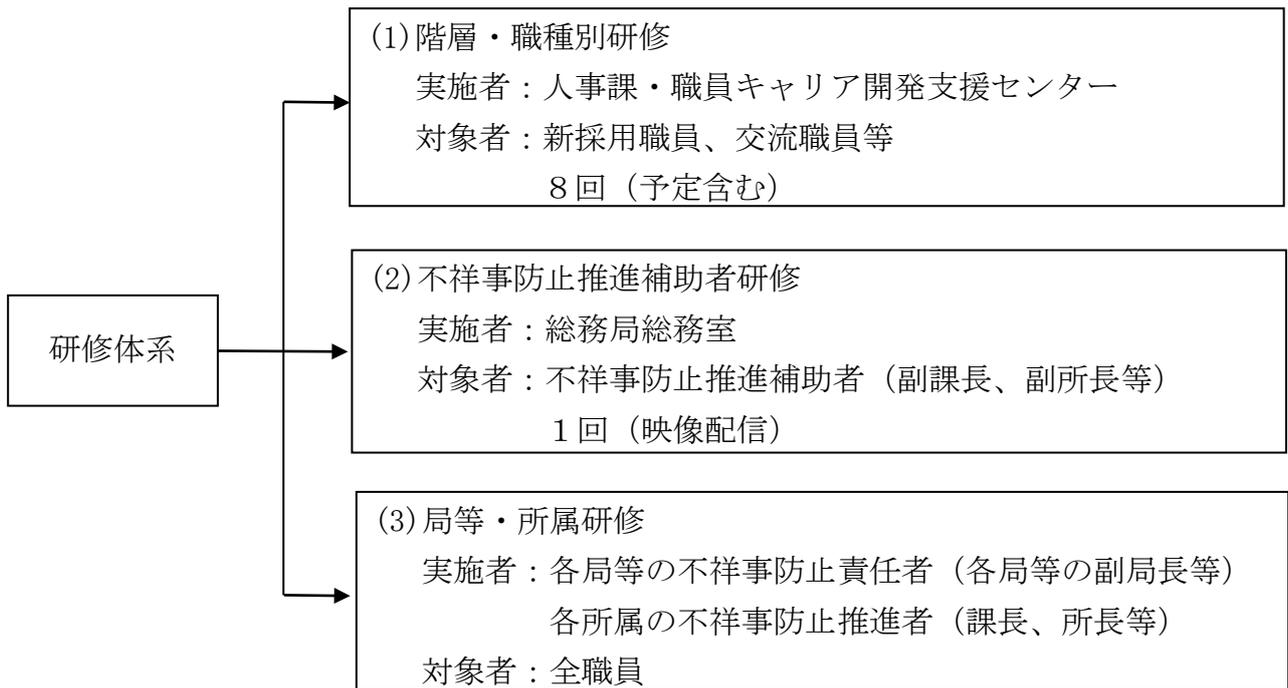
毎月、個人点検シートを総務局総務室で作成し、庁内イントラを通じて配信している。4月から7月までのテーマは、取組強化項目を設定した。これにより、職員一人ひとりが主体的に点検を実施している。

なお、各所属では、所属研修等の資料としても活用している。 (参考資料 4 P 3)

配信時期	テーマ	自己点検項目
4月	ハラスメントの根絶	① 厳しい指導とパワハラ防止は両立しないと思いませんか？ ② 誰もがパワハラ行為者になりうると理解していますか？ ③ 外部の人に対してもハラスメントに類する言動をしていませんか？

5月	組織的な業務体制の構築	① 業務について複数職員でスケジュール管理していますか？ ② 1人では解決できない問題がある時、報告や相談をしていますか？ ③ 日頃から話しかけやすい雰囲気を心がけていますか？
6月	互いを思いやることができる職場づくり	① 相手の考えを認める意識をもって接していますか？ ② 自分自身の対応がどうだったか振り返っていますか？ ③ (特に管理職等の方へ) 風通しの良い職場となるよう意識していますか？
7月	情報流出防止のための効果的なチェックの実施	① 忙しい中でも、あえて「一呼吸」置く等、冷静に確認していますか？ ② 重要情報をメールや郵送する際に、複数人で確認していますか？ ③ 「初めて」「久しぶり」「変更」に該当する際は、特に注意していますか？

2 研修



(1) 階層・職種別研修における不祥事防止研修

人事課・職員キャリア開発支援センターが実施する各階層別研修、職種別研修のうち、新たに職員となった者などを対象に、次の研修において、職員としての心構え、不祥事の原因や対策、今後注意すべき課題などについて意識啓発を図っている。

(令和7年6月30日時点)

研修名	対象	開催日	開催方法
①新採用職員研修	新たに採用された職員	4/4	集合研修
②交流職員研修	新たに都道府県及び市町村から配属された職員	4/18	集合研修
③新任主幹級職員研修	新たに主幹級になった職員	5/20～8/29	映像配信
④臨任・任期付・会計年度任用職員研修	臨時的任用職員、会計年度任用職員及び育休代替等任期付職員	5/16	集合研修 (オンライン研修併用)
⑤専門職職員研修	行政給料表(2)、海事給料表(2)、技能職給料表に該当する職員等(電話交換員の監督者、自動車整備の技術員等)	8/8、8/25 9/11、10/8	集合研修
合計		8回	

(③は1回として計算)

(2) 不祥事防止推進補助者研修(総務局総務室主催)

各所属での不祥事防止対策を効果的に実施するため、各所属において不祥事防止研修の企画などを担う不祥事防止推進補助者(副課長、副所長等)を対象として、不祥事発生事案の傾向及び発生防止に向けた対策を紹介するとともに、外部講師による講演をライブ映像配信した。

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和7年5月12日(月)～令和8年3月31日(火)
テ ー マ	・令和7年度不祥事防止対策の概要(総務局総務室) ・最近の不祥事事例から(総務局総務室)
開催方法	資料配付

対 象	各所属の不祥事防止推進補助者
実 施 日	令和7年5月12日(月)
テ ー マ	・講演「ハラスメント防止」 外部講師：一般社団法人公務員研修協会 代表理事 高嶋 直人 氏
開催方法	ライブ映像配信

(3) 局等・所属研修 (各局等、各所属において実施)

不祥事の未然防止を図るため、それぞれの業務内容等に応じて、各局等では不祥事防止責任者(各局等の副局長等)が、各所属では不祥事防止推進者(課長、所長等)及び不祥事防止推進補助者が、所属の職員を対象に研修を実施している。

なお、総務局総務室ではこれを支援するため、講師派遣、所属研修へのDVDの貸出等を行っている。

3 訪問指導

○ 実施方法

- ・令和7年5月に全所属を対象に、書面により、不祥事防止への取組状況に関する事前調査を実施した（参考資料5）。
- ・7月以降、不祥事防止指導員（専任職員）が、各所属への訪問又はSkype（及びTeams）ビデオ通話の利用により、事前調査の回答に基づき、所属長等からの聴き取りや指導、助言、支援を行う。

○ 訪問指導実施箇所

- ・訪問指導の実施箇所については、令和2年度から令和5年度は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」などを踏まえ、一部所属に絞り実施していたが、令和6年度は全庁コロナシフト以前の訪問指導体制に戻し、全所属を対象に実施した。令和7年度も引き続き全所属を対象に実施する。

4 内部統制

○ 実施状況

- ・計40項目の全庁リスクを中心に、各所属でリスク対応策を実施している。
- ・令和6年度に各所属において実施した計40項目のリスク対応策について、内部統制推進者（所属長）から自己評価の報告を受け、制度所管責任者（総務局財産経営部長等）及び独立的評価責任者（組織人材部長）に評価を依頼した。

○ 今後の取組

(1) 令和7年度内部統制に係る自己評価について

- ・令和7年度における内部統制について、内部統制推進者（所属長）は、令和7年12月末時点及び令和8年3月末時点の自己評価を実施する。

(2) 令和6年度内部統制評価報告書の作成等について

- ・知事部局の全所属の自己評価について、評価報告書の作成を独立的評価所属（総務局行政管理課）において行う。
- ・知事部局分の評価報告書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見を付した上で議会に提出するとともに、県民に公表する。